

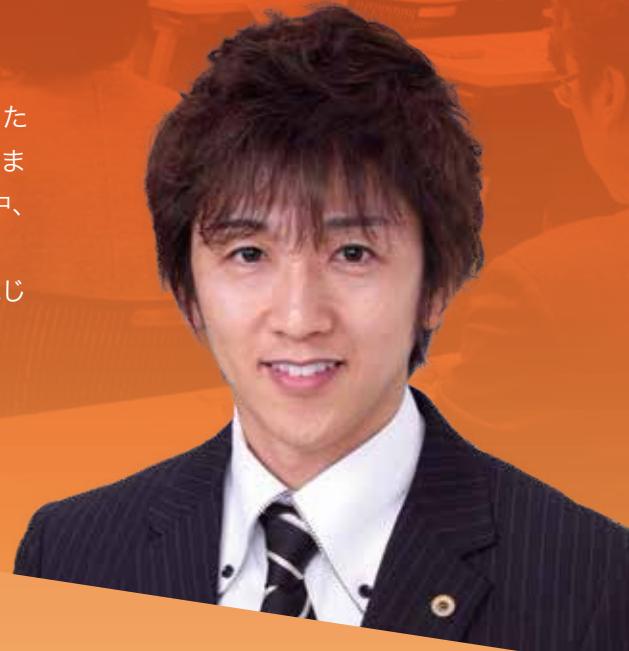
働き方改革・消費税軽減税率対策をチャンスに変える

中小・小規模企業における 「働き方改革」の 具体的な進め方

受講料
無料

少子高齢化・働き手の減少を背景に「働き方改革」が叫ばれています。また10月からは消費税率10%への引き上げと軽減税率制度がいよいよ実施されます。売上の減少や事務負担の増加、加えて人材の確保がますます難しくなる中、これに対応するためには働き方改革が必要となります。

本セミナーでは、全事業者に影響のある軽減税率制度下での経理処理をはじめ働き方改革のポイントや助成金等について分かりやすく解説いたします。



日 時 2019年

11/15(金)
15:00～17:00

場 所 一宮商工会議所 4階 402室

※駐車場の台数には限りがございます。
公共交通機関もしくは近隣の有料駐車場をご利用下さい。

対 象 経営者・担当者 定 員 30名

内 容 消費税軽減税率制度の概要
働き方改革関連法の実務ポイント
中小・小規模企業における働き方改革の進め方
具体的な進め方の事例紹介
知って得する雇用関係の助成金紹介

講 師 社会保険労務士法人
大和総合労務事務所所長
加藤 武志 氏

社会保険労務士として、さまざまなアドバイザーや相談員を兼任しながら、顧問先企業様の就業規則の作成・診断・指導、および規程の作成、組織活性化のための労務監査、給与計算業務、退職金の取扱いを行っている。

近年では、労使間のトラブル回避・改善等の業務を行いながら、企業の永続的な発展のために助成金や企業型確定拠出年金(401K)などの導入に伴うコンサルティング業務を中心にセミナー等を行っている。

中小・小規模企業における「働き方改革」の具体的な進め方セミナー

FAX または E-mail にてお申込みください。

受講申込書

申込日：2019年 月 日

事業所名			
住 所	〒		
従業員数		業 種	
電話番号	() -		
FAX番号	() -		
E-mail			
役 職			
受講者氏名			

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、講師には、参加者名簿として利用します。
※定員になり、お断りする場合はご連絡させて頂きます。

申込・問合せ先

一宮商工会議所 中小企業相談所

〒491-0858 一宮市栄四丁目6番8号

TEL (0586)72-4611 FAX (0586)72-4411

担当：伊藤

E-mail : soudan@ichinomiya-cci.or.jp